

事前協議についての注意事項

1) 事業計画書

事前協議は、所定の「事業計画書」に必要図書を添付のうえ、2部提出してください。提出先は建築指導課です。

なお、協議済み通知書交付時に1部を返却します。

2) 添付図書

事業計画書には、案内図、配置図、平面図、立面図、外構図その他必要な図書を添付してください。なお、事前協議にあたり特に記入の必要な事項は下記の通りです。

図書の種類	特に記入の必要な事項
配置図 又は外構図	車両出入口の位置及び幅員 前面道路について交差点のある場合は、その明示および交差点からの距離を記入。 駐車場の位置 駐車部分の1台当たりの幅、長さ及び通路幅を記入すること。 機械式駐車場を設置する場合には、製品の仕様がわかる図書を添付。 廃棄物集積所の位置及び面積 廃棄物集積所については構造を確認するために、次のいずれかの図面を添付すること。 既製品を使用する場合にはカタログのコピー 建築物の場合は扉の位置および間口の寸法が分かる図面 緑地の配置、樹種及び面積計算表 敷地境界の生垣、フェンスなど 管理連絡先表示板設置位置
その他	「建築計画のお知らせ」看板の写真 前面道路沿いに設置したことが確認できる遠景および記載内容の確認ができる近景の写真。

参考図として日影図等の提出を求める場合があります。

3) 廃棄物集積所の計画については、事前にごみ対策課と十分な打ち合わせを行ってください。